

**京都市貧困家庭の子ども・青少年対策に関する  
実施計画（概要版）**



## 「京都市貧困家庭の子ども・青少年対策に関する実施計画」の 策定に当たって



京都市長 門川 大作

周囲の大人が、子どもを見守り、褒め、時には叱り、困ったことがあれば相談に乗る。このような地域ぐるみの関わりの中で、人と人との絆が深まり、未来の息吹である子どもたちが健やかに成長する。京都では長い歴史の中で、そんな“はぐくみ文化”が醸成されてきました。

しかし、平成28年8月に実施した子どもの生活状況等に関する調査などの結果、貧困等の困難を抱える御家庭では、保護者が多忙で子どもと関わる時間が少なく、親子間を含めた人間関係が希薄で周囲からも孤立しており、子どもの学力や自己肯定感にも悪い影響を与えている実態が明らかとなりました。これらの御家庭や子どもたちを支えるには、京都に息づく“はぐくみ文化”を生かした取組をこれまで以上に推進していかなければならない。そんな決意を新たにしているところです。

その思いの下で策定した本計画は、家庭の状況にかかわらず、子どもたちに健やかな育ちを保障するとともに、世代を超えた貧困の連鎖を断ち切り、「全ての子ども、若者が無限の可能性を発揮できるまち・京都」の実現に向けた第一歩となるもの。

この計画を基に、全ての子どもたちを社会の宝として温かく包み、大切に育む中で、子どもだけでなく地域全体が元気になっていくよう、市民の皆様と共に全力で取り組んでまいります。

結びに、本計画の策定に当たり、アンケートやヒアリング調査に御協力いただきました市民、関係団体、施設の皆様、並びに貴重な御意見・御提言をお寄せいただいた全ての皆様に、心から御礼申し上げます。

平成29年3月

## I

### 実施計画策定の基本的な考え方

#### 1

#### 実施計画策定の趣旨

「京都はぐくみ憲章」の理念のもと、子どもや青少年（以下「子ども等」という。）が、家庭の経済状況等から生じる「困り」により、将来を左右されることなく、希望を持って成長し、活躍していくよう、社会全体で家庭の「子育て力」を高め、子ども等の成長を支えていくために、必要な支援策等を掲げた実施計画を策定する。

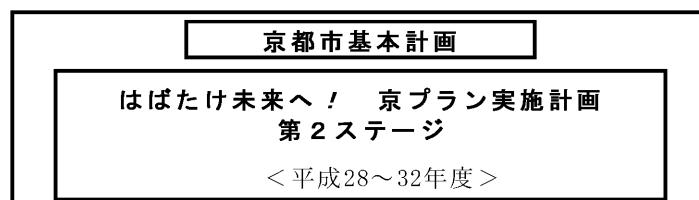
#### 2

#### 実施計画の位置付け

「京都市未来こどもはぐくみプラン（27年1月策定）」「はばたけ未来へ！京都市ユースアクションプラン（23年3月策定）」を補足し、「子ども等の貧困」の観点から必要な施策をとりまとめた実施計画として策定する。

なお、0歳から概ね30歳（※）までを「子ども・青少年」として本実施計画の対象とする。

※ 社会生活を円滑に営むうえでの困難を有する若者に対して実施する子ども・若者育成支援推進法に基づく施策などは、30歳代まで



#### 3

#### 計画期間

本計画期間は、平成29年度から平成31年度までの3年間とする。

## II

# 貧困家庭の子ども等の状況

### 1

## アンケートによる実態調査

### 1 無作為抽出による市民アンケート調査

家庭の経済状況と子どもの生活習慣等との相関関係を把握することを目的に、貧困状態にある家庭だけでなく、貧困状態にない家庭も含めて市民アンケート調査を実施

- ・対象件数：18,000件（住民票から無作為抽出）
- ・回収数：8,779件（回収率48.8%）
- ・実施期間：平成28年8月5日～平成28年8月22日

### 2 京都市の支援施策の対象者に対するアンケート調査

無作為抽出による「市民アンケート調査」とは別に、支援を要する子どもや家庭の実態をより多く把握するため、本市の支援施策の対象者に対するアンケート調査を実施

- ・対象件数：600件（子どものいる生活保護受給世帯300件、児童扶養手当受給世帯300件）
- ・回収数：183件（回収率30.5%）
- ・実施期間：平成28年8月9日～平成28年8月29日

### 2

## 関係団体・施設等ヒアリング

貧困をはじめ、困難を抱えている子ども等の家庭の様子等をより詳細に把握するため、関係団体や施設等に対し、ヒアリングを実施

### 1 関係団体等ヒアリング

- ・対象：子育て支援、教育関連の各関係団体、子ども等への支援に関わるNPO法人等
- ・調査数：52団体
- ・実施期間：平成28年8月～11月
- ・調査内容：保護者・子ども等の状況や必要な支援施策等について、聴取り

### 2 施設等ヒアリング

- ・対象：保育園（所）、幼稚園、学校、児童館、児童養護施設、母子生活支援施設等の施設、福祉事務所、保健センター等
- ・調査数：訪問施設数 63施設、調査票回答数 702施設／831施設
- ・実施期間：平成28年8月～11月
- ・調査内容：保護者・子どもの状況や必要な支援施策等について、聴取り又は調査票回収

## 3

## 子ども等の生活状況等の実態把握の結果

貧困等の状況にある家庭の課題を把握するため、無作為抽出による市民アンケート調査のそれぞれの設問について、国が算定した「貧困線」以下の所得であると考えられる世帯や「ひとり親世帯」と、全体の状況を比較することを基本にしつつ、関係団体・施設等ヒアリングの結果も踏まえ、分析を行った。

※ 国が算定した「貧困線」

国においては、世帯人数ごとの等価可処分所得（可処分所得（いわゆる手取り収入）を世帯人員の平方根で割ったもの）の分布の中央値の半分の額を「貧困線」とし、これを下回る世帯は相対的貧困の状態にあるとしている。

## 1 世帯の生活状況について

### ア 保護者（母親）の就労状況

「ひとり親世帯」の母親については、「正社員・正規職員」の割合が全体と比較して高くなっている一方で、「貧困線以下の所得の世帯」については、「正社員・正規職員」の割合が低くなっている。

(単位：%)

	正社員・正規職員	パート・アルバイト	嘱託・契約社員・準社員・臨時職員	人材派遣会社の派遣社員	自営業主	自家営業の手伝い	その他	無回答
(参考) 無作為抽出アンケート全体 (n=6,050)	33.5	47.1	6.3	2.4	4.1	6.7	2.2	0.6
(参考) ひとり親世帯全体 (n=759)	40.4	42.4	9.7	3.3	4.9	1.3	0.9	0.3
(参考) 貧困線以下の所得の世帯全体 (n=863)	20.4	53.9	7.6	3.2	5.6	10.4	2.8	0.5

※ ひとり親世帯の父親については、標本数が少ないとめ掲載していない。

### イ 保護者（母親）の帰宅時間

「ひとり親世帯」の母親については、帰宅時間が「18時台」以降の割合が全体と比較して高くなっている。

(単位：%)

	~11時台	12~14時台	15~16時台	17時台	18時台	19時台	20時台	21時台	22時以降	無回答
(参考) 無作為抽出アンケート全体 (n=5,686)	0.4	11.6	18.0	17.7	24.1	12.5	5.4	1.9	2.2	6.2
(参考) ひとり親世帯全体 (n=745)	0.5	3.1	10.6	13.6	32.3	18.4	10.2	3.5	3.6	4.2

※ ひとり親世帯の父親については、標本数が少ないとめ掲載していない。

関係団体・施設等ヒアリングにおいても、ひとり親家庭では、不安定な就労環境にあり、母親の帰宅時間が遅いことなどから、子どもと十分関わることができず、子どもが夜遅くまで起きているなど、生活習慣が身に着いていないなどの事例が指摘されている。

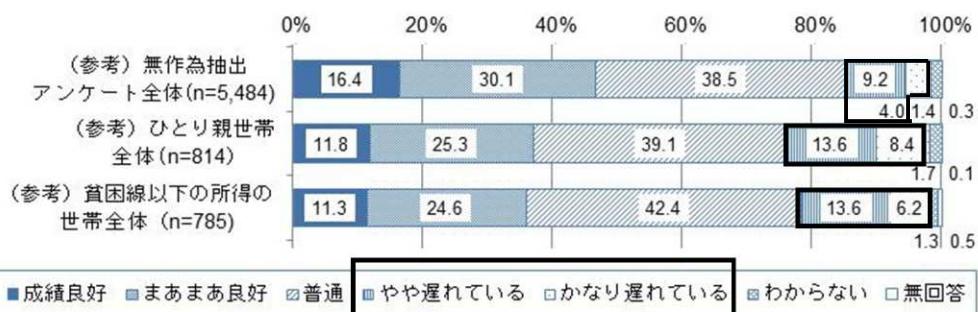
一方、保護者の帰宅時間が遅い家庭においても、保護者の子どもへの関わり方によっては、必ずしも、子どもの生活習慣が乱れているなどの悪影響を与えてはいるとは言えず、個々の家庭や子どもの状況を見て対応すべきとの指摘もある。

## 2 子どもの状況について

### ア 学校での勉強の成績

「ひとり親世帯」や「貧困線以下の所得の世帯」については、全体と比較して、「遅れている」の割合が高くなっている。一方、全体では、子育てにかける時間やお金等の優先度別で「最も優先すべき」とする場合や、親との遊びや会話の頻度が高い場合、文化芸術活動・自然体験の経験の頻度が高い場合には、成績「良好」の割合が他と比較して高くなっている。

#### ◆学校での勉強の成績の状況（小学生、中高生等）



#### ◆子育てにかける時間やお金等の優先度別 学校での勉強の成績の状況（小学生）

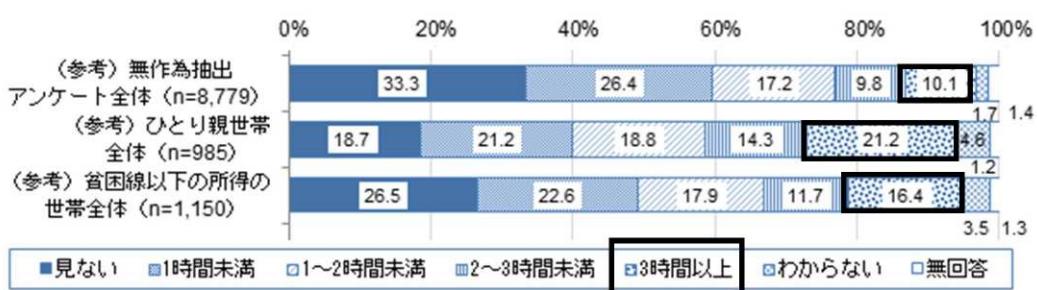
(単位：%)

	(n=)	良好	普通	遅れている	わからない	無回答
小学生調査	2,889	50.3	38.0	9.8	1.7	0.3
うち 最も優先すべき	980	56.1	34.5	7.2	1.7	0.4
うち できるなら優先すべき	1,807	47.5	39.8	10.8	1.6	0.3
うち 他に優先すべきことがある・わからない	73	38.4	43.8	15.1	2.7	0.0

関係団体・施設等ヒアリングにおいても、保護者が就労等により多忙で、子どもと関わる時間が十分でない、学習する環境が整っていないといった課題を抱える家庭があり、結果として子どもに学習習慣が定着せず、学力低下につながっているのではないかといった指摘がされている。

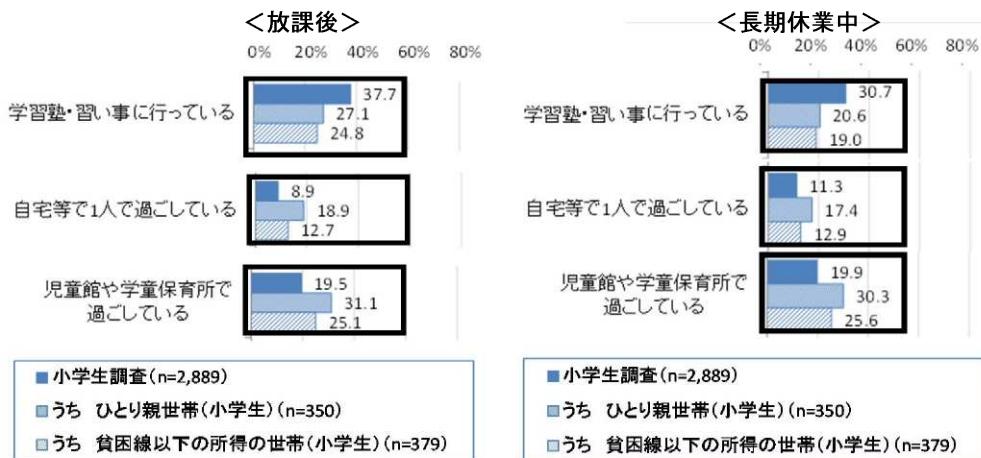
### イ 携帯ゲームやスマートフォン等の使用時間

「ひとり親世帯」や「貧困線以下の所得の世帯」について、小学生、中高生等で「3時間以上」の割合が全体と比較して高くなっている。



## ウ 放課後又は長期休業中の過ごし方

「ひとり親世帯」や「貧困線以下の所得の世帯」では、小学生の放課後、長期休業中ともに、「学習塾・習い事に行っている」の割合が、全体と比較して低くなってしまっており、「児童館や学童保育所で過ごしている」、「自宅等で1人で過ごしている」の割合が高くなっている。



関係団体・施設等ヒアリングにおいても、困難を抱える家庭の子どもにおいては、他者とのつながりが希薄になっていることや、夜間に子どものみで留守番等をしている事例があることが指摘されている。

## エ 子どもの自己肯定感

子育てにかける時間やお金などの優先度が「最も優先すべき」の場合や、親との遊びや会話の頻度が高い場合、文化芸術活動・自然体験・スポーツ活動の経験の頻度が高い場合には、自己肯定感が高い割合が他と比較して高くなっている。

### ◆ 自己肯定感の状況(小学生)

<子育てにかける時間やお金などの優先度別> (単位: %)				
	(n=)	自己肯定感が低い	自己肯定感が高い	無回答
小学生調査	2,889	28.9	70.3	0.8
うち 最も優先すべき	980	22.4	77.4	0.1
うち できるなら優先すべき	1,807	32.2	67.7	0.1
うち 他に優先すべきことがある・わからない	73	39.7	60.3	0.0

### <親との関わり状況(親と遊ぶ頻度)別>

(単位: %)

	(n=)	自己肯定感が低い	自己肯定感が高い	無回答
小学生調査	2,889	28.9	70.3	0.8
うち ほぼ毎日	441	20.4	79.4	0.2
うち 週に3~4日	516	22.5	77.5	0.0
うち 週に1~2日	1,299	30.8	69.1	0.1
うち 月1~2日・めったにない	605	36.9	63.0	0.2

### <文化芸術活動の機会の有無別>

(単位: %)

	(n=)	自己肯定感が低い	自己肯定感が高い	無回答
小学生調査	2,889	28.9	70.3	0.8
うち 月1回以上	458	19.0	81.0	0.0
うち 年数回以上	1,494	27.1	72.8	0.1
うち 年1回程度	488	34.4	65.6	0.0
うち まったくない・わからない	406	42.1	57.9	0.0

### <自然体験の機会の有無別>

(単位: %)

	(n=)	自己肯定感が低い	自己肯定感が高い	無回答
小学生調査	2,889	28.9	70.3	0.8
うち 月1回以上	389	25.7	74.3	0.0
うち 年数回以上	1,604	25.9	74.1	0.0
うち 年1回程度	575	33.9	65.9	0.2
うち まったくない・わからない	280	43.6	56.4	0.0

### <スポーツ活動の機会の有無別>

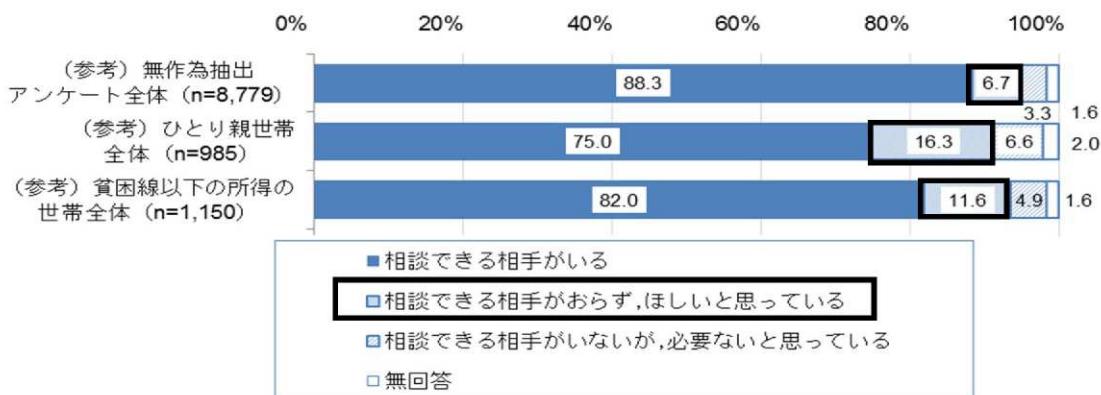
(単位: %)

	(n=)	自己肯定感が低い	自己肯定感が高い	無回答
小学生調査	2,889	28.9	70.3	0.8
うち 月1回以上	1,609	23.7	76.3	0.0
うち 年数回以上	545	30.3	69.7	0.0
うち 年1回程度	200	35.5	64.5	0.0
うち まったくない・わからない	465	44.3	55.7	0.0

### 3 保護者の状況について

#### 相談相手の状況

「ひとり親世帯」や「貧困線以下の所得の世帯」について、「相談できる相手がおらず、ほしいと思っている」の割合が全体と比較して高くなっている。



関係団体・施設等ヒアリングによると、困難を抱える家庭では、就労環境により時間の余裕がないなど、様々な事情により、保護者の人間関係が希薄で、孤立した状況に置かれ、相談相手もなく、十分な支援が届けられていないと考えられる事例が指摘されている。

また、保護者自身が困難な環境で育ち、自分の経験を基に子どもと接してしまう結果、うまく子どもと関わることができない事例が指摘されている。

### 4 青少年の状況について

関係団体・施設等ヒアリングにおいて、支援を必要とする青少年は、自己肯定感が低い、基本的な生活習慣や学習習慣が身に着いていない、職が長続きしない、孤立した状況にあるといった課題を有する事例が少なくないと指摘されている。

また、こうした課題の要因として、保護者の困窮状態や心身の健康不安のほか、複雑で不安定な家族背景が影響しているのではないかという指摘がされている。

### 5 支援策について

求めている子育て支援策については、乳幼児では「保護者が家にいないときに子どもを預かる場やサービスの提供」、小学生と中高生等では「生活や就学のための経済的補助」の割合が最も高くなっているが、小学生では「自然体験や集団遊びなど、多様な活動機会の提供」、中高生等では「会社などの職場体験等の機会」の割合も高くなっている。

一方、関係団体・施設等ヒアリングでは、孤立傾向にある親に対する支援や、子どもが孤立しないための「子ども等の居場所づくり」に関する支援の実施、困りがある保護者に対する支援施策等の的確な情報提供、学力向上のための取組の充実の必要性、関係機関との連携の重要性などについて指摘されている。

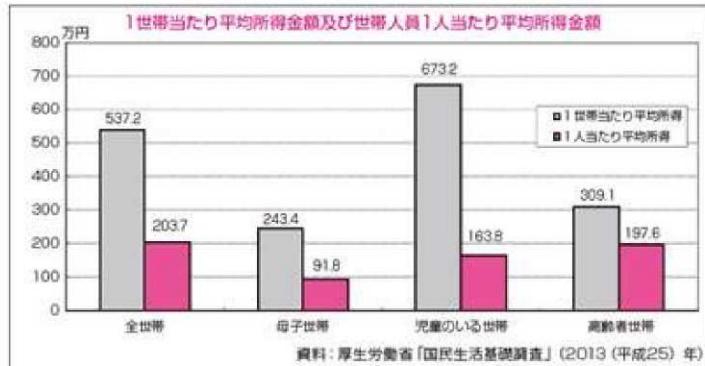
## <参考>

### 1 我が国における子どもの貧困率の状況

全国の子どもの貧困率(すべての子どもに対する相対的貧困の状態にある世帯で暮らす18歳未満の子どもの割合)は平成21年の15.7%から、平成24年の16.3%と上昇している。

### 2 ひとり親家庭の状況

「平成25年国民生活基礎調査」(厚生労働省)によると母子家庭の厳しい就労状況を背景に、平成24年の全国の母子家庭における平均所得金額は全世帯の所得金額と比べ低い水準となっている。



### 3 京都市の生活保護、就学援助の状況

京都市の生活保護率、就学援助認定率は全国平均よりも高い状況にある。

なお、生活保護については、「必要な人に必要な保護」を貫徹する制度運営を基本に、自立支援の推進、不正受給に対する毅然とした取組等の運営を推進した結果、平成26年度に保護率が減少に転換している。

	生活保護率(※1)			就学援助率(※2)		
	京都市	指定都市	全国	京都市	認定数	全国
平成23年度	31.3%	25.6%	16.2%	24.0%	23,261人	15.6%
平成24年度	32.2%	26.2%	16.7%	23.6%	22,548人	15.6%
平成25年度	32.3%	26.5%	17.0%	23.2%	21,987人	15.4%
平成26年度	31.9%	26.5%	17.0%	22.7%	21,318人	未公表
平成27年度	31.3%	26.3%	17.0%	21.9%	20,307人	未公表

※1 生活保護率は1,000分の1単位(%)、就学援助率は100分の1単位(%)で表記

※2 就学援助の認定は、都市により認定に伴う所得基準額等が異なっている。

### 4 京都市の生活保護世帯の子どもの進学率等

京都市の生活保護世帯の子どもの高等学校等進学率、大学等進学率は、市全体の数値を下回っている。

	市全体	生活保護世帯の子ども	
		市	<参考>全国
子どもの高等学校等進学率	99.0%	91.9%	92.8%
子どもの大学等進学率	70.6%	39.3%	33.4%

※ 27年度の数値を記載

### III

## 京都市における貧困家庭の子ども等対策

### 1

### 貧困家庭の子ども等対策の方向性と施策の体系

#### 1 実態把握から見えてきた、貧困家庭の子ども等を取り巻く課題

市民アンケート調査や関係団体・施設等ヒアリング等の結果から、貧困等の状況にある子どもや保護者、地域で支える支援者等が抱える様々な課題が明らかになっている一方で、貧困等の状況にあっても、保護者の子どもへの関わり方等によっては、必ずしも悪影響を与えているわけではないことも指摘されている。

##### (1) 子ども等が抱える課題

###### <子どもの健康・生活習慣の状況>

- ・ 子どもが自宅等で一人で過ごしている、夜間に子どものみで留守番等をしているという事例がある。
- ・ 朝食を食べていない、就寝時間が遅い、携帯ゲームやスマートフォンの使用時間が長いなど、他者とのつながりが希薄になっていることや、生活習慣に乱れがある傾向が見られ、保護者自身の就労状況や生活体験等により、適切な養育を行うことが困難な状況が起因しているのではないかといった指摘がある。

###### <子どもの学力・学習等の状況>

- ・ 学習状況に遅れがある等の傾向が見られ、保護者との関わりが少ないとや、学習環境が整っていないといった状況が学力低下につながっているのではないかといった指摘がある。

###### <子どもの自己肯定感>

- ・ 社会経験が不足していたり、自己有用感や自尊感情に乏しい子どもたちがいるが、親との遊びや会話での関わり等の機会が多い場合や、文化芸術活動・自然体験・スポーツ活動の機会が多い場合等においては、子どもの自己肯定感が高い傾向がうかがえる。

###### <青少年の課題>

- ・ 自己肯定感が低い、基本的な生活習慣や学習習慣が身に着いていない、職が長続きしない、孤立した状況にあるといった課題を有する事例があり、こうした課題の要因として、保護者の困窮状態や心身の健康不安のほか、複雑で不安定な家族背景が影響しているのではないかといった指摘がある。

##### (2) 保護者が抱える課題

- ・ 不安定な就労状況により時間的ゆとりがないことや、保護者自身に生活力、知識、経験が不足していることから、うまく子どもと関われない事例がある。
- ・ 保護者自身が子育てに不安や負担感を抱えていることが多いが、周囲からの支援もなく、受けられる支援がある場合でも、保護者自身の人間関係が希薄であり、周囲から孤立していることから、支援が届けられないと考えられる場合がある。
- ・ ひとり親家庭では、経済的に厳しい家庭が多いほか、経済状況にかかわらず、子育てと生計の維持を保護者一人で担い、育児・家事の負担等から、子育てに課題を抱えやすい状況にある。

### (3) 課題を抱える子ども等や保護者への支援における課題

- ・ 貧困をはじめ、困難を抱える家庭の課題は、経済的課題だけでなく、生活習慣、学習、健康、安心できる相談先や居場所の確保等、様々な角度からの対応が必要な場合があり、連携した支援が必要である。
- ・ 様々な事情から、支援が必要な家庭や子ども等が、自ら支援を求めることができない事例や、支援策の存在を知らない事例がある。一方、保育所や学校等の職員や地域の支援者が必要な支援につなげていることが多い。



#### ＜まとめ＞

- 子ども等が、保護者との関わりの薄さや、社会経験等の不足等により、他者とのつながりが希薄になっていることや、生活習慣の乱れや学習状況の遅れ、自己肯定感の低下等の課題を抱えており、それらの課題を克服できることにより、貧困等の世代間連鎖に繋がっている可能性が高い。
- 保護者が多忙な生活の中で時間のゆとりがない、保護者自身に知識・経験が不足していることなどから、子育ての不安や負担感を抱えながら孤立の状況に置かれている。
- 子ども等や保護者に対する支援策があっても、家庭が孤立の状況にあること等により必要な情報を得られない、自ら支援を求めることができない状況にあることなどにより、十分な支援が届けられていない場合がある。

## 2 施策推進の方向性

子ども等の夢の実現につなげるため、子どもとの積極的な関わりにより、他者との良好な関係を築けるよう取り組むとともに、生活習慣の確立や学力向上を図り、自己肯定感を高め、困難な状況にあっても自ら未来を切り拓くことができる力を育む。

貧困をはじめ、困難を抱える家庭の子育ての不安や負担感を軽減し、孤立を防ぐため、家庭の状況やライフステージに応じた切れ目のない支援策を的確に提供することにより、家庭の自立や子育て力の向上を図る。

行政機関や地域、関係機関等が、貧困等から生じる課題への理解や、相互の連携を更に深め、社会全体で子ども等と子育てを共に支えていく風土づくりを、市民ぐるみ、地域ぐるみで推進する。

### 3 施策の体系

「2 施策推進の方向性」に基づき、京都市の「貧困家庭の子ども等対策」に資する事業・取組を、以下の体系に沿って整理したうえで、貧困家庭の子ども等対策として、総合的な取組を着実に推進する。

#### ア 子ども等の健全な育成と将来を見据えた、生活・学習・就労支援（子ども等への支援）

子どもたちの未来が閉ざされることなく、夢や希望を持って自己を実現していくよう、地域の人々との関わりなど、他者との良好な関係の中で、安心して過ごせるための居場所づくりや、生活習慣の確立、確かな学力の定着・向上のための支援、文化芸術活動・自然体験・スポーツ活動などの様々な経験を得られる機会の提供など、総合的・継続的な支援に取り組む。

##### ① 生活習慣の確立と人との「つながり」による健やかな心身の育成

- 京都市では、妊娠期から乳幼児期、子育て期にかけて、多様な保育サービス、教育の提供をはじめ、学童クラブや放課後まなび教室、土曜塾等の放課後や土・日等の子どもたちの居場所づくり、青少年活動センターにおける青少年への支援など、ライフステージに応じた様々な支援に取り組むとともに、多くの地域団体等の自主的な子育て支援活動が展開されてきた。
- これまでの行政・市民相互の取組を発展させ、すべての子どもが、人との絆の中で自らをかけがえのない存在と感じながら、心身共に健やかに育っていくよう、ライフステージに応じた子育て支援に取り組むとともに、地域ぐるみで子どもを見守り、支え合うまちの実現を目指す。

##### ＜今後、推進していく主な取組＞

- 幼児教育・保育における、**保育所等受入枠の拡大等の「量の拡充」**の取組と併せて、**保育士、幼稚園教諭、保育教諭等の人材を確保し、質の向上を図る取組を充実＜充実＞**  
**<29年度>1,081人分の保育所等受入枠の拡大のための当初予算を措置 等**
- 子どもたちが、規則的な生活、整理整頓、家庭学習の習慣など、日常の基本的な生活習慣について、家庭や人とのつながりの中で身に着けることのできるプログラムの検討  
**<新規>**
- 児童館・学童クラブ事業において、職員の処遇改善を実施し、子どもの育成支援に取り組む質の高い職員を確保  
**<充実>**
- 「子ども食堂」をはじめとした「子どもの居場所づくり」が、より多くの地域で継続的に行われていくよう、運営に係るアドバイザー派遣や立ち上げ費用の助成などを実施  
**<新規>**
- 青少年活動センター等において、若者が担い手にもなりつつ自らの食について考える取組を、地域資源や地域のネットワークを活かして推進  
**<充実>**
- スクールソーシャルワーカーの全中学校区への配置拡大  
**<充実>**  
**<29年度>配置校 H28: 29校→H29: 40校**
- 児童生徒の心理的ケアを行うスクールカウンセラー（全校配置済）の配置時間数の拡大  
**<充実>** など  
**<29年度>週8時間以上配置校 H28: 78校→H29: 104校**

## ② 確かな学力と豊かな創造性の育成に向けた支援

- ・ 京都市では、「一人ひとりの子どもを徹底的に大切にする」という教育理念を掲げ、小中一貫教育を軸とした校種間連携や、保護者や市民、産業界、大学等との連携のもと、子どもたちの確かな学力と豊かな創造性の育成に向け、様々な取組を進めている。
- ・ 様々な体験によって、豊かな人間性、社会性などを育むとともに、確かな学力の定着・向上を図ることにより、次代を担う子ども等が、生まれ育った環境に左右されることなく、自己肯定感を高め、たくましく未来を切り拓くことができるよう支援を行う。

### ＜今後、推進していく主な取組＞

- 市独自予算による少人数学級の実施と共に、小学校低学年におけるチーム・ティーチングの実施や小・中学校における少人数教育や習熟度別授業充実のための教員配置、さらには、**食育の推進のための栄養教諭の配置拡大など**、きめ細かな指導を充実＜充実＞  

**<29年度>栄養教諭の配置拡大 H28:4人→H29:7人**
- 子どもの学力状況を小中学校で共有し、児童生徒一人ひとりの確かな学力の積み上げを図る**京都市小中一貫学習支援プログラムの拡充 <充実>**  

**<29年度>小学校4年生（プレジョイントプログラム） H28:1回→H29:2回**

**<29年度>中学校1年生（学習確認プログラム） H28:1回→H29:2回**
- 放課後学習のサポートを実施する、**中学校における放課後・学力ステップアップ事業の全中学校への拡大 <充実>**  

**<29年度>未来スタディ・サポート教室 H28:54校→H29:全中学校で実施**
- **生活困窮者の子どもに対する中3学習会の取組の全行政区への拡大 <充実>**  

**<29年度>箇所数 H28:14箇所→H29:17箇所（全行政区で実施）**
- **子どもの居場所等において、学生等が子どもの状況に合った個別の学習・生活支援を行いながら、子どもに寄り添った相談相手となる事業を実施 <新規>**  
などにより、学習習慣の確立と基礎学力の定着を図っていく。  
また、文化芸術活動・自然体験・スポーツ活動の機会が多い場合等において、子どもの自己肯定感が高い傾向がうかがえるという調査結果を踏まえ、
- **児童館等における、ほんものの文化芸術に触れる機会や、しごと体験・社会参加体験ができる事業の実施 <新規>**
- **貧困をはじめ、社会的に困難を抱えている子ども等が、文化芸術に触れる機会を拡充することで、社会参加の機会を充実し、困難の緩和・解決につなげる「社会包摂」の取組を様々な機会を通じて推進 <新規>**
- **京都市スポーツ少年団等と連携した取組や、多様なスポーツ機会の創出による子ども等の健全育成の推進 など**

### ③ 支援を必要とする青少年のための取組

京都市では、これまでから、青少年が子どもから自立した大人へと成長していくことを支援し、青少年が持つ多様な感性が自主的活動として発揮されるよう取組を推進してきた。

課題の解決に向けて、様々な困難を抱える青少年に対し、相談事業や就労支援、自立支援などを実施し、引き続き、青少年の社会的自立を総合的・継続的に支援する。

#### ＜今後、推進していく主な取組＞

- 「支援コーディネーター」による支援（ひきこもり等若者対策）
- 京都若者サポートステーションや京都市わかもの就職支援センターにおける就労支援 など

### ④ 社会的養護が必要な子ども等への支援

- ・ 社会的養護が必要な子ども等への支援については、「京都市家庭的養護推進計画」に基づき、里親等の家庭的養護の推進や、施設養護においても可能な限り家庭的な養育環境を整えるための取組を推進している。
- ・ 子どもたちが、大人との愛着関係を築きながら、安心感、自己肯定感、信頼感を育むための家庭的養護を引き続き推進するとともに、児童養護施設等の退所後も社会的自立を支えるために継続的に支援を行う。

#### ＜今後、推進していく主な取組＞

- 児童養護施設・里親委託について、施設職員の処遇改善や里親手当の改善を実施し、夜間を含め、社会的養護を担う児童養護施設の職員や里親の確保及び質の向上を図るとともに、里親制度の周知啓発、里親への支援や研修等の取組を実施 ＜充実＞
- 青少年活動センターにおける、施設退所者等に対する相談支援や交流事業の新たな実施など、施設退所者の孤立を防止し、社会的自立を支援する取組を推進 ＜新規＞
- 施設退所者が退所後に社会生活を営んでいく過程で抱える固有の課題等の実態把握により、施設退所者の実情を踏まえた効果的な支援を推進 ＜新規＞ など

## イ 家庭の自立や子育て力の向上に向けた、子育て・経済・就労支援(保護者への支援)

家庭が自立して子育て力を向上していくよう、子育ての不安や負担感を軽減するための精神的なケアを含めた生活全体にわたる支援や、仕事と子育ての両立のための支援、生活基盤を支えるための経済・就労支援を推進する。

### ① 子育ての不安や負担感を軽減し、安心して子育てできる環境づくりのための支援

- 京都市においては、これまでから、妊娠期における心身のケアや育児サポート等の支援をはじめ、子育て家庭の交流及び活動の場の提供や訪問支援、幼児教育・保育の量の拡充や質の向上の取組、児童館・学童クラブ事業など、きめ細かな取組を進めてきた。
- 課題を抱える家庭や保護者の子育てへの不安や負担感を軽減するため、妊娠・出産・育児における切れ目のない支援や、保護者同士が気軽に集い交流できる場の提供などの孤立を防ぐための取組、仕事と育児を両立し安心して子育てができる環境づくりのための支援を、一層充実することにより、子育てに喜びと夢を感じられる社会の実現を目指す。

#### <今後、推進していく主な取組>

これまでの健診・相談・家庭訪問による支援に加え、

- 産婦健診ホッとサポートの実施 <新規>
- 子育て親子等の居場所づくりや交流等を促進する取組 <充実>

<29年度>「出張ひろば」・「地域支援」の実施箇所 H28：11箇所→H29：18箇所

- 親支援プログラム「ほっこり子育てひろば」の取組などを推進

また、貧困をはじめ、困難を抱える家庭が、仕事と育児を両立し、安心して子どもを生み育てることができるよう、

- 時間外保育や病児・病後児保育、一時保育等、保護者のニーズに応じた多様な保育の充実 <充実> を行うとともに、

<29年度>病児保育（病後児併設型）の受入枠 H28：27名 →H29：30名

<29年度>一時預かり事業（一般型）H28：54箇所→H29：55箇所

<29年度>時間外保育の提供体制 H28：682, 069人日→H29：736, 372人日

- 保育所等待機児童ゼロの継続に向けた取組 <充実>

<29年度>1, 081人分の保育所等受入枠の拡大のための当初予算を措置 等

などを引き続き推進

## ② 経済的負担の軽減、住まいの確保に向けた支援、就労対策等、保護者の生活基盤を支えるための支援

- 京都市では、厳しい財政状況の中、児童手当、児童扶養手当などの国の制度に加え、独自に、子ども医療費支給制度や保育料の軽減等の子育て家庭への負担軽減策を実施し、経済的な支援に取り組むとともに、就労対策や相談事業等の自立支援事業や住まいの確保に向けた支援にも取り組んできた。
- 今後とも、子育て家庭や貧困家庭等の生活基盤を支えるため、社会全体で子育てを支え合うという観点から、国や府等とも連携しながら、引き続き、生活全体にわたる多様な施策の実施により支援を行う。

### ＜今後、推進していく主な取組＞

- 子どもの通院又は入院にかかる医療費の一部を助成する**子ども医療費支給制度について、更なる拡充の検討**を行うとともに、制度の実施に係る恒久的な財政支援制度の創設を国に強く要望 **<充実>**
- 第3子以降の保育料・幼稚園保育料の免除事業に加え、**低所得世帯の第2子及びひとり親世帯等の保育料軽減の拡充** **<充実>**
- 就学援助費の支給の充実（入学に係る学用品費支給額の倍増） **<充実>**
  - <29年度>小学生 H28: 20, 470円→H29: 40, 600円
  - <29年度>中学生 H28: 23, 550円→H29: 47, 400円
- 京都府と協調し、**中小企業と連携した奨学金返済負担軽減の取組**を推進 **<新規>**
- 子育て・若年層世帯が安心して子どもを生み育てられる住環境の創出に向けた、**市営住宅や民間賃貸住宅のリノベーションの推進** **<充実>** など

## ③ ひとり親家庭への支援

- 京都市では、これまでから、「京都市ひとり親家庭自立促進計画」に基づき、ひとり親家庭に対する総合的な支援を実施してきており、平成28年度には、児童扶養手当の第2子以降の加算の充実や、高等職業訓練促進給付金等事業の支給期間の延長等の充実を行った。
- 今後とも、京都市ひとり親家庭支援センター（愛称：ゆめあす）を拠点として、就業に関する支援や生活の安定を図るための支援、孤立防止のための支援等の充実を図るとともに、児童扶養手当の現況届の機会を活用するなどして、出張型の事業を行うほか、より一層、積極的かつ効果的な情報発信を行う。

### ＜今後、推進していく主な取組＞

- ひとり親家庭支援センター「ゆめあす」における支援
- 高等職業訓練促進給付金、自立支援教育訓練給付金**<充実>**、ひとり親家庭等日常生活支援事業等の就労支援
- ひとり親世帯等の保育料軽減の拡充（再掲） **<充実>**
- 児童扶養手当等の経済的支援 など

## ウ 地域・関係機関との連携により、貧困家庭等を支援するネットワークづくり

行政等の専門機関同士で連携しながら取組を進めることはもとより、独自に様々な支援を開している地域の取組とも連携を深めることで、それぞれの関係機関等の強みを活かしながら、社会全体で子ども等を見守り、子育てを支えていく。

また、地域団体、NPO、企業等の民間団体において、課題の解決に向けて取り組まれてきた実績を踏まえたうえで、子育て支援の輪を社会全体に更に広げ、更なる取組を展開していく。

### ① 気軽に相談できる相談場所の設置や情報発信

- 京都市では、これまでから様々な子育て支援施策を推進する中で、家庭の状況に応じた情報提供を行うとともに、学校や福祉事務所、保健センター、保育園（所）、児童館等、子どもと接触し、様々な情報がキャッチできる、「気づき」の窓口において、貧困をはじめ、課題を抱える家庭を把握し、様々な支援に繋げている。
- 孤立の状況にあり、支援の情報が届いていない家庭等が、支援のネットワークにつながっていくよう、きめ細かな相談事業等の実施やわかりやすい情報発信の取組を推進する。

#### ＜今後、推進していく主な取組＞

困りのある家庭が孤立して不安や悩みを抱えることのないよう、

- 妊娠・出産・育児・義務教育段階等の各時期を通じて、**相談や健診、家庭訪問など切れ目のない支援**を行う中で、心身の状況を把握し、必要に応じて情報提供、助言や継続的な支援を行うとともに、
- **各機関が専門性を活かし、困りに応じて的確な相談対応**を行う。

### ② 地域・関係機関との連携によるネットワークづくり

- 京都市では、保育園（所）、幼稚園、児童館等の子育て支援施設の関係者、学校関係者、地域団体、NPO等が参画し、子どもを取り巻く現状や課題を共有するとともに、子育てを支え合う活動の実践主体ともなっていく、「子どもネットワーク」を全市レベル、行政区レベル、身近な地域レベルの3層で構築している。  
また、被虐待児等の児童の保護、自ら支援を求められない状況にある家庭の児童への支援を行うネットワークとして、全市レベル、行政区レベルの要保護児童対策地域協議会を設置している。
- 行政機関や地域、関係機関、企業等が、貧困等から生じる諸課題への認識を更に深め、取組の成果を共有することにより、社会全体で子どもと子育て、青少年育成を支援し、共に支え合う風土づくりを一層進めるとともに、課題を抱える家庭に対して、各機関等の家庭や地域とのつながりや専門性等を活かして、協力して支援を行うことのできる関係の強化を図る。

## <今後、推進していく主な取組>

- “京都はぐくみ憲章”の実践と普及に取り組む市民ネットワークにおいて、子どもを取り巻く課題の一つとして「貧困家庭の子どもへの支援」も位置付け、子どもを取り巻く課題の解決や家庭の養育力の向上に向け、関係機関と連携した啓発や課題解決に向けた活動を展開 <充実>
- 区役所・学校等をはじめとする関係機関間の情報共有・連携の更なる強化を行い、地域課題を把握・分析しながら、困難を抱える家庭への支援に活かすとともに、自立支援に繋げるため、支援を必要とする方に必要な情報が届くようきめ細かな情報を提供 <充実>
- 家庭や子どもが抱える困りや課題への「気づきの窓口」としての機能を果たしている本市職員、施設職員等に対する、貧困家庭の子ども等に係る理解を深める研修を実施 <充実>
- 子ども・若者を支援する施設や事業への寄付を応援メニューとして再構築し、子ども・若者を社会全体で支えていく機運を高める取組の推進 <新規>
- 地域、保護者にこれまで以上に学校運営に参画いただけるよう、学校運営協議会制度や学校評議員、学校支援ボランティア制度等による「開かれた学校づくり」の推進 <充実>
- 関係機関が連携し、情報モラル教育の強化やインターネット等に潜む危険性・依存性の周知徹底等を行い、子どもたちを守る取組を社会全体で展開 <充実>

<29年度>小学校学習プログラム H28：67校→H29：100校

<29年度>中学校学習プログラム H28： 8校→H29： 25校

- 私立高校に進学する市立中学生やその保護者が抱える不安・悩みに対して、きめ細やかな支援を行うための環境を整備する、**京都市高校生教育相談・支援事業**の実施 <新規>
  - 「社会的孤立」等の状態にあり、既存の制度だけでは対応が難しい福祉的課題を抱える方を、適切な支援に結び付ける中で、行政、地域、関係機関が困りを抱える子ども・家庭を支える緊密な関係を構築していく、**地域あんしん支援員の配置拡充** <充実>
- <29年度>配置数 H28：9名→H29：12名
- 食品ロス削減に取り組む団体等への助成制度を創設し、食品の寄贈を受けて支援団体等に届けるフードバンク活動等を支援 <新規> など

### **③ 子どもや家庭、青少年等への施策の一元化による総合的な支援の推進**

子どもや子育て、若者に関する施策を総合的かつ積極的に推進する「子ども若者はぐくみ局」を創設するとともに、子どもに関する相談等に一元的に対応する窓口としての「区役所支所・子どもはぐくみ室」を設置し、市民ぐるみ・地域ぐるみの子育て支援を礎に、子どもや若者に関わるあらゆる行政施策を融合し、子どもの成長段階に応じた切れ目ないきめ細かな取組をより積極的かつ効果的に展開していく。

具体的には、子どもはぐくみ室において実施する乳幼児健診や子ども医療、児童手当等、多くの子育て家庭が利用される制度の申請の際に、家庭の状況やニーズを把握し、ひとり親家庭のための施策等、他の施策の利用につなげる総合的な窓口として設置する。

さらに、子どもはぐくみ室に寄せられたこうした相談内容に加えて、貧困家庭の子ども等対策をはじめとした施策の利用状況や子ども食堂等の地域での子どもたちへの取組をはじめとした情報を集約・分析し、地域とともに取り組むべき課題を明らかにして、地域の関係機関と情報共有を積極的に行い、課題解決のためのネットワークづくりを進めていく。

### **④ 各区・支所における地域の個性を活かした取組の推進**

各区・支所において、親と子のふれあい、保護者同士の交流事業や相談訪問事業、情報発信の取組のほか、文化・自然体験や講習会、子育てに係る地域団体への支援などについて、創意工夫を凝らしながら、**地域の実情に応じた子ども・子育てを支え合う取組を推進していく。**

### **⑤ 国や府等と連携した取組の推進**

国、府等においても手当や奨学金制度の充実など、様々な貧困家庭等を支援する対策が講じられており、これらの取組と十分な連携の下、貧困に関する最新の研究も踏まえて、効果的な施策を展開していく。

本実施計画に位置付ける取組の推進状況は、毎年、「京都市子ども・子育て会議」に報告を行う等により、定期的に第三者の視点での評価を行う。

また、計画の改定等の時期を捉え、継続して調査等を行い、貧困家庭の子ども等の実態を中長期的に把握しながら、施策の充実や見直しを検討していく。



## 子どもを共に育む京都市民憲章

わたくしたちのまち京都には、子どもを社会の宝として、愛し、  
いつく 慈しみ、将来を託してきた、人づくりの伝統があります。

そうした伝統を受け継ぎ、人と自然が調和し、命のつながりを大切にして、子どもを健やかで心豊かに育む社会を築くことは、京都市民の使命です。

大人は、子どもの可能性を信じ、自ら育つ力を大切にして、  
子どもを見守り、褒め、時には叱り、共に成長していくことが求められます。そして、子どもを取り巻く状況を常に見つめ、命と健やかな育ちを脅かすものに対して、毅然とした態度でのぞ臨む必要があります。

わたくしたちは、子どもたちの今と未来のため、家庭、地域、学校、企業、行政など社会のあらゆる場で、人と人の絆(きずな)を結び、共に生きるうえでの行動規範として市民憲章を定めます。

わたくしたちは、

- 1 子どもの存在を尊重し、かけがえのない命を守ります。
- 1 子どもから信頼され、模範となる行動に努めます。
- 1 子どもを育む喜びを感じ、親も育ち学べる取組を進めます。
- 1 子どもが安らぎ育つ、家庭の生活習慣と家族の絆(きずな)を大切にします。
- 1 子どもを見守り、人と人が支え合う地域のつながりを広げます。
- 1 子どもを育む自然の恵みを大切にし、社会の環境づくりを優先します。

平成19年2月 5日（育児ニコニコ（1925）笑顔の日）制定  
3月13日（京都市会が憲章を積極的に推進する決議）



京都はぐくみ憲章

## 京都市貧困家庭の子ども・青少年対策に関する実施計画

策定年月 平成29年3月  
京都市保健福祉局子育て支援部児童家庭課

〒604-8171

京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町 566-1 井門明治安田生命ビル3階  
電話：075-251-2380 FAX：075-251-2322

※ 組織改編のため、平成29年4月3日から連絡先が変更となります  
(4月3日以降の連絡先 電話：746-7625, FAX番号：251-1133)



京都市印刷物 第283231号